

研究活動における責任体制について

公立大学法人公立諏訪東京理科大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）」に基づき責任体制を下記のとおり公表します。

公的研究費管理責任体制

最高管理責任者	理事長	公的研究費の運営及び管理に関し法人を統括し、対外的なすべての責任を負う
統括管理責任者	工学部長 共通・マネジメント教育センター長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について法人を統括する実質的な責任及び権限を有する
部門責任者 コンプライアンス推進責任者	事務部長	各部門における直接経費の運営及び管理について実質的な責任及び権限を有する

不正行為防止に関する責任体制

公正研究推進統括責任者	学長	研究不正の防止及び研究不正発生時の対応について本学を統括するとともに、対外的なすべての責任を負う
研究不正対応責任者	副学長	研究不正の防止及び研究不正発生時の対応について学長を補佐し、本学を統括する実質的な責任及び権限を有する
研究倫理教育統括責任者	工学部長	本学における研究倫理教育を統括する
研究倫理教育責任者	部門の長	各部門における研究倫理教育の実施に係る実質的な責任と権限を有する

公的研究費相談窓口

総務課地域連携係（競争的資金の使用に関するルール等相談）	電話	0266-73-1345
	電子メール	sangaku@admin.sus.ac.jp

2020年4月現在